

議案第15号

川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市水道条例の一部を改正する条例

川崎市水道条例（昭和33年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項並びに第32条第2項並びに第4項第1号及び第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第27条第1項の規定にかかわらず、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第16条第1項において読み替えて準用する同法附則第5条第2項の適用を受ける水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、水道料金及び水道利用加入金について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。